技術認定制度規則 施行細則

功労技術認定医(腹腔鏡・子宮鏡)

- 【 I 】 功労技術認定医要件 (技術認定制度規則 第18条4.より) 功労技術認定を申請する者は次に定める要件をすべて満たす必要がある。
 - 1) 2回以上技術認定資格を更新したことがある。
 - 2) 本法人学会会員資格を有する。
 - 3) 本法人理事1名以上の推薦がある。
 - 4) 申請時 65 歳以上である。

【Ⅱ】申請手続き

- (1) 申請受付期間:每年1-3月末日
- (2) 審査手数料: 10,000 円 <u>申請の審査費用はいかなる理由があっても返却しない。</u> 受付期間末日までに下記へ振込むこと。
 - ◆ 審査手数料振込先 ◆

三菱 UFJ 銀行 六本木支店 普通預金 0 4 3 8 7 6 5

- シャ)ニホンサンカフジンカナイシキョウガツカイ ニンテイジギョウ<u>注:振込登録には、</u>必ず学会会員番号、氏名の順に明記すること。
- (3) 申請に必要な提出書類と上記振込み領収書のコピーを郵便簡易書留、レターパック、宅配便など書類の追跡ができるもので<u>学会事務局宛(【IV】参照</u>)に送る。直接の事務局への提出は受け付けない。

【Ⅲ】提出書類

功労技術認定医申請書

注:勤務先の記入は任意です。

腹腔鏡、子宮鏡片方のみの申請時は非該当部分空白可です。

- 【IV】認定更新審査に関する注意事項と本細則の変更
- (1) 技術認定制度委員会は、委員会および理事会で承認された審査結果の見直しは一切行わない。また、審査内容に関する質問も一切受け付けない。
- (2) 申請書類提出宛先および問い合わせ先
 - 一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町 2 三番町 KS ビル ㈱コンベンションリンケージ内 TEL: 03-3263-8697 E-mail: jsgoe@secretariat.ne.jp

(3) 本細則の変更

本細則の変更にあたっては技術認定制度委員会にて審議、決定し、理事会、社員総会に報告する。